

「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」の一部改正の概要（令和5年3月31日付け厚生労働省医政局長通知）

1. 制度の概要

臨床研修の実施や臨床研修病院の指定を受けようとする場合の手続き等は、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令（平成14年厚生労働省令第158号）及び「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について」（平成15年6月12日付け医政発第0612004号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。）に規定されている。

2. 改正の趣旨

現行施行通知内で形骸化している内容や文言の修正その他所要の改正を行うもの。

3. 改正の概要（主なもの）

（1）基幹型臨床研修病院の指定申請に係る規定（施行通知第2の4（1））

協力型臨床研修病院や臨床研修協力施設と共同して臨床研修を行おうとする場合の取扱いについて盛り込んだ。

（2）協力型臨床研修病院の指定、変更の届出、年次報告及び指定の取消しの申請に係る規定（施行通知第2の4（2）、施行通知第2の9（2）、施行通知第2の13（2）、施行通知第2の16（2））

基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する都道府県と、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の所在地を管轄する都道府県が異なる場合の取扱いについて盛り込んだ。

（3）基礎研究医プログラムに係る規定（施行通知第2の5（1）（㍿））

令和4年度研修から導入している基礎研究医プログラムについて、基礎研究医プログラム研修修了者報告書の提出について盛り込んだ。

（4）臨床研修の再開に係る規定（施行通知第2の19（2））

基礎研究医プログラムの定員は、医師臨床研修部会の審議を経て個々の大学の定員を決定していることから、臨床研修を中断して、基礎研究医プログラムで臨床研修を再開する者については、当該基礎研究医プログラムの募集定員の範囲内で採用することについて盛り込んだ。

（5）様式等の改正

様式等について、文言の適正化その他所要の改正を行った。

4. 施行日

令和5年4月1日